

## 《 入 札 条 件 》 単 価 契 約

(1) 入札保証金	免除
(2) 入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札単価（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）に予定数量の3年分を乗じて得た額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納入のこと。
(3) 代理入札	指名本人又は届出済の代理人以外の者が代理人として入札する場合には、必ず代理権限を証する委任状を持参すること。
(4) 入札書の提出方法について	<p>①指定した入札日時・場所に持参すること。</p> <p>②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>③提出した入札書は書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> <p>④入札回数は、初度を含めて3回までとする。</p>
(5) 落札者の決定方法	<p>①予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。</p> <p>②開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上いるときは、開札を行った場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。（立会者が入札参加資格者本人又は届出済の代理人以外の者であるときは、代理権限を証する委任状を持参しなければ当該くじを引くことができない。）</p>
(6) 契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。
(7) 特記事項	公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
公正な入札の確保等	<p>①入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>②入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</p> <p>③入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</p> <p>④入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。</p> <p>入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</p> <p>また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果、</p> <p>①明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。</p> <p>②明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。</p> <p>暴力団等から不当介入を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出するとともに、その旨を直ちに報告すること。</p>
(8) その他	<p>・再度の入札が1人の場合は、無効とする。</p> <p>・この入札による契約は、福山市議会における当該契約に係る2026年度（令和8年度）の病院事業会計予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。また、2027年度（令和9年度）以降の当該契約に係る病院事業会計予算の減額又は削除があった場合には、福山市民病院はこの契約を解除することができるものとする。</p> <p>・その他必要事項は仕様書において説明するとおりとし、入札条件、入札心得を承諾のうえ入札すること。</p>